

## 公 募 公 告

水戸地方合同庁舎において、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）の規定に基づく行政財産の使用許可を受けて有償により清涼飲料水の自動販売機を設置・運営する業者について、以下のとおり公募を行います。

平成 31 年 2 月 18 日

厚生労働省所管国有財産部局長  
関東信越厚生局長 北窓 隆子

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件 名

水戸地方合同庁舎内における飲料自動販売機の設置・運営業務

#### (2) 概 要

水戸地方合同庁舎内において、飲料自動販売機（ペットボトル、缶及びビン式）1台を設置・運営し、来庁者及び職員の利便を図る。

#### (3) 自動販売機の設置場所

茨城県水戸市北見町 1-1-1 水戸地方合同庁舎 1 階

#### (4) 使用許可期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

ただし、必要に応じて使用許可期間を毎年度更新することにより、最長平成 36 年 3 月 31 日まで更新することができる。

また、設置又は撤去に要する期間は、使用許可期間に含めるものとする。

#### (5) 国有財産の使用許可

本業務を実施する者は、本業務に係る国有財産の使用許可を受けることが必要である。

### 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 5 年以上にわたって公共団体や民間企業で経営実績のあり、良質かつ安価な価格によりサービス等を提供できる者であること。
- (4) 3 の説明資料配布期間に説明資料の交付を受けている者であること。
- (5) 次の要件をすべて満たす者であること。
  - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (6) 公募に参加する際は、(5)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出できること。

### 3 説明資料配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

公告日から平成 31 年 3 月 5 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く）  
9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く）

(2) 配布場所

- ①茨城県水戸市北見町1-1-1 水戸地方合同庁舎4階  
関東信越厚生局 茨城事務所
- ②埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
さいたま新都心合同庁舎1号館7階  
関東信越厚生局 総務課

(3) 配布方法

手渡しによる。

4 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公告日から平成31年3月6日(水)まで  
9時から17時まで(12時から13時までを除く)

(2) 提出場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
さいたま新都心合同庁舎1号館7階  
関東信越厚生局 総務課

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

5 照会先

関東信越厚生局 総務課  
TEL : 048-740-0708